

1 8 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 運転者服務規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 16 号

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が所有する自動車及び市から貸与された自動車を運転する者（以下「運転者」という。）が安全運転をはかるため、服務上守らなければならない事項を定めることを目的とする。

第2条 運転者は、運転にあたって人命尊重の精神に徹し、安全を第一としなければならない。

2 運転者は、常に交通道德の高揚に努め、互譲の精神に徹し、運転をしなければならない。

(安全な心身の保持)

第3条 運転者は、安全運転の要点は健全な心身にあることを認識し、その保持のため、次の各号に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 日常生活を正しくし、その明朗化に努めること
- (2) 運転する前夜は、睡眠を十分とるよう努めること
- (3) 同僚との和をはかり、明朗な職場づくりに努めること

(運転時の服装等)

第4条 運転者は、運転業務に適した服装を着用しなければならない。

2 運転中の履物は靴とする。ただし、傷病その他特別の理由があつて靴ばきができないときは、安全運転管理者（以下「管理者」という。）の承認を得て、安全運転に支障のないものを使用することができる。ただし、ここでいう安全運転管理者とは、協議会事務局長をいう。

(過労等の申し出)

第5条 運転者は、病気、過労、その他の理由のため安全な運転をすることができないおそれのあるときは、必ずその旨を管理者に申し出なければならない。

(乗務準備)

第6条 運転者は、運転を行うに先立って次の各号に掲げる事項の点検又は確認等を行うものとする。

- (1) 運転命令及び指示伝達事項の確認
- (2) 運転免許証、携帯品及び車両備付器具等の確認
- (3) 運転車両の清掃

(運転の変更)

第7条 運転者は、管理者の許可なくして、みだりに運転を変更し、又は担当車両を他人に運転させてはならない。

2 運転を交替するときは、自動車のかじ取り装置、制動装置その他重要な部分の

機能状況について引き継ぎを確実に行わなければならない。

(安全運転に専念する義務)

第8条 運転者は、運転中雑念、考えごと、又は同乗者との雑談を避け、安全運転に全力をつくさなければならない。

(交通事故の場合の処理)

第9条 運転者は、交通事故を起こしたときは平常心を失うことなく直ちに被害者の救護、所管警察署への急報その他の応急措置を行うとともに、その状況を管理者に報告しなければならない。

(交通違反等の報告)

第10条 運転者は、道路交通に関する法令に違反したとき、又は交通事故を起こして処分等の決定があったときは、その状況及びその旨をすみやかに管理者に報告しなければならない。

(身上異動等報告)

第11条 運転者は、運転免許の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに当該変更事項を管理者に届出なければならない。

(雑 則)

第12条 運転者は、交通安全に関する意見を積極的に管理者に提案するよう努めなければならない。

附 則 (平成17年3月1日)

この規程は、平成17年3月1日から施行する。